



熊本県公報

号外 第30号
令和8年(2026年)
5月19日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則…………… (〃) 1

規 則

熊本県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年5月19日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第26号

熊本県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県行政手続条例施行規則(平成8年熊本県規則第29号)の一部を次のように改正する。

本則中「熊本県行政手続条例(平成7年熊本県条例第53号)」を「条例」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「(名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しない処分)」を付し、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県行政手続条例(平成7年熊本県条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
本則に次の1条を加える。

(公示の方法)

第3条 条例第15条第4項(条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年5月19日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第27号

熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「場所」の次に「(以下この条において「公示事項」という。)」を加え、同条第2項中「聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して」を「公示事項を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機(入出力装置を含む。次項において同じ。)の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定による不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法は、当該行政庁の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(当該

行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第11条の規定は、この規則の施行の日以後にする公示については、適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。